

令和2年度第5回

下松市農業委員会総会議事録

令和2年8月11日（火）10時から
下松市役所1階 103会議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和2年度第5回下松市農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年8月11日(火) 10時から
- 2 開催場所 下松市役所 1階 103会議室
- 3 農業委員
 - ・出席(8人)
 - 会長 5番 清水 守
 - 会長職務代理者 3番 河村 真弓
 - 1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結
 - 7番 藤田 善江 8番 山岡喜久吉
 - ・欠席(0人)
- 4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)
 - ・出席(5人)
 - 1番 中村 英隆 2番 藤井 康之 3番 小林 克美 5番 弘中 健治
 - 6番 松村 将吾
 - ・欠席(1人)
 - 4番 金藤 哲夫
- 5 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
 - 議案第3号 非農地証明交付申請の承認について(調整区域)
 - 協議事項(1) 意見書について
 - 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告第2号 非農地証明交付申請の承認について(市街化区域)
- 6 農業委員会事務局職員
 - 局長 網本 渉
 - 書記 河本 健
- 7 会議の概要
 - 会議の概要については次のとおり

藤田委員 今のところはちょっと草が枯れて生えていたんですけれど、10月から玉ねぎを植えるから、9月から草を刈って畑の準備に入ると聞きました。

山岡委員 分かりました。

議長 はい、他にどなたかございますか。

大本委員 再設定で5年間借りていて、時期になったらまた5年間借りるという事なんですか？

議長 継続して借りるのに期間の定めはありませんから5年、10年というケースもあります。

大本委員 じゃ、荒れていたという事は、そういう栽培とかの事情があったのかなと思ひまして。

議長 それはですね、栽培する作物によって時期がありますので、一時的に草が茫々になる時期もあります。水稲みたいな作物であると5月から10月くらいの間という期間で変わってきますので、やむを得ない部分かなとは思ひます。他にどなたかございますか。
意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は原案の通り承認致します。じゃ、事務局をお願いします。

事務局 議案書16ページをご覧ください。議案第2号受付番号2番について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について使用貸借での新規設定です。土地の所在は大字●●●●●●●●●●と●●●●●●●●●●、地目は登記簿、現況共に田、農振区分は農用地外、面積は3,840㎡と2,612㎡。利用権の設定をする人は●●●●●●●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●●●●●●●さん、内容は使用貸借で新規、期間は5年です。調査委員は藤井康之推進委員です。よろしく願いいたします。

議長 藤井推進委員、お願いします。

藤井(推)委員 はい。それではご説明いたします。7月30日に事務局と現地確認に行きました。場所ですが18ページをご覧ください。●●●●●●●●●●、これは3,840㎡

で、同じ番地ではございますが、田んぼは三つか四つに分かれています。●●●●●-●は面積2,612㎡です。貸し手の●●●●●さんは●●●●●の在住でございまして、●●●●●にて耕作をされていましたが、体調を崩されて耕作を●●●●●さんに依頼されました。この2、3年は田植えとか刈り取りとか乾燥工程は●●●●●さんがされています。ご協議のほどよろしくお願ひします。

議 長 藤井推進委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願ひします。どなたかございませぬか。意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号2番についてはこれを可とする方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

はい。全員でございませぬ。議案第2号受付番号2番は原案の通り承認致します。じゃ、事務局お願ひします。

事 務 局 議案書20ページをご覧下さい。議案第2号受付番号3番について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について使用貸借での新規設定です。土地の所在は大字●●●●●●●●●●、地目は登記簿田、現況畑、農振区分は農用地外、面積は952㎡、利用権の設定をする人は●●●●●●●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●●●●●●●さん、内容は使用貸借で新規、期間は3年です。調査委員は山岡喜久吉委員です。よろしくお願ひいたします。

議 長 山岡委員、お願ひします。

山 岡 委 員 それでは説明いたします。この案件につきましては、皆さん覚えておいでになるかと思いますが、山口県の間管理機構で借りられていた土地です。それが体調を崩されたので戻されまして、改めてまた利用権の設定をするという案件でございませぬ。それで面積は952㎡ですが、場所は22ページを見ていただきたいのですが、左側の黒く塗りつぶしてある所は、果樹の栽培をするということで購入されたり、利用権の設定をされたりという土地でございませぬ。今回はそのうちの●●●●●●●●●●で、白塗りでちょっと残っているところでございませぬ。大きくしたのが右側です。もう取得された現地は早々とブルドーザーを入れて一枚にやっておられるので、元の形が残っていないんですよ。ですから実際には元通り元気になって田んぼを●●●●●●●●●●さんの方で買ってもらえるんだらうという事で、●●●●●●●●●●さんもよろしいですよという事で、ご了解していただいているものです。申請については新規という事になっています。それで、もう一枚の畑の一部分になっているので、私はこのまま成功してくればいいのだがという事で、この案件は適当という風に解釈いたしましたのでご報告いたします。ご検討よろしくお願ひいたします。

議長 山岡委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。はい、大本委員。

大本委員 この案件だけが、期間が3年となっているのですけれども、5年じゃない理由はあるんですか？

山岡委員 これについては、ご本人がまた元気でやれれば3年経ったら利用権の設定をされるか、購入をされるか考えられるという事でしたので、また3年毎で考えられるという事でございます。

大本委員 分かりました。

議長 私の方から補足で分かっている範囲で説明しますが、●●さんについては、新規就農者として県も期待をしていました。県の農業大学校でも勉強を重ねておったんですけれど、農作業中の事故で大怪我をされました。今治療中だと思うんですが、先般見てみると多少歩けるという状態ではありましたが、その中での方針変更というような事になろうかと思えます。体が回復すれば、本人は農業意欲を大変もっていますので、これからの新規担い手の活躍を私は期待しています。当面治癒するまで、利用権設定でしのぐということだと思います。以上です。

他にどなたかございますか。意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号3番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございませう。議案第2号受付番号3番は原案の通り承認致します。次、事務局をお願いします。

事務局 議案書23ページをご覧ください。議案第3号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。非農地証明交付申請の承認について調整区域です。土地の所在は大字●●●●●-●、●●●●-●、●●●●-●、●●●●-●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●の計8筆。地目は登記簿●●●●-●、●●●●-●、●●●●-●、●●●●-●が田、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●が畑。農振区分は全て農用地外、面積は順に115㎡、100㎡、155㎡、322㎡、690㎡、181㎡、69㎡、578㎡の計2,210㎡。現況は●●●●-●、●●●●-●、●●●●-●は宅地、●●●●-●、●●●●、●●●●、●●●●は山林、●●●●は原野という状況でした。調査委員は中村英隆推進委員です。

議長 中村推進委員、お願いします。

中村(推)委員 ご報告申し上げます。7月30日に事務局と藤井推進委員さんで現地を確認してまいりました。地番●●●-●、●●●-●、●●●-●は一体でありあます。地図の方は24ページの左側でございます。写真の方は1ページでございます。まず、●●●-●は既に建物が建っています。●●●-●、これは宅地と一体利用、●●●-●は家屋の一部です。4段目の●●●-●、これにつきましては25ページと、写真は2ページでございます。これは●●●●線の東側になるのですが、道路の上から見た感じではとても現地まで行けるような感じではないし、もう山林化しているという形です。次の●●●につきましては地図が26ページの上側、地図は4ページの一番下側です。これは明らかに山林化しております。次に●●●は27ページ。写真は4ページでございます。こちらは原野。●●●、●●●は27ページ。写真は4ページでございます。こちらも山林化しております。現地調査は以上でございます。

議 長 中村推進委員、ありがとうございます。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。

内 山 委員 これは目的は売買？

事 務 局 はい、そうです。

内 山 委員 ●●●-●は100㎡しかないんじゃないけど、現況は宅地にするの？

事 務 局 一体で宅地でみようと思います。

内 山 委員 それと●●●-●は庭になるんかね？

事 務 局 一部家にかかっているんですけど、庭になる部分です。

内 山 委員 分かりました。

大 本 委員 似たような質問ですけど、さっきの宅地になる所を売却目的という事ですか？

事 務 局 はいそうです。あわせて売られる為に山の中の土地も、売る側の方があわせて買って欲しいという意向だったんだと思います。だから買ってもし使い道はないんですけど、宅地を売るに当たって全部売りたいというようなことから売買が成立したような話を。

大 本 委員 もう成立しているの？

事務局 成立しているんですけど、地目がこのままでは登記が出来ませんので、農業委員会の方で、もう農地じゃありませんよという証明を出して下さいという、今回の申請ということになります。

大本委員 ちょっと変なことを聞きますけれど、宅地なのに田んぼで登記されていたという事は、税金が変わっていたという事ですか？

事務局 いえ、税金は現況主義で既に宅地になっていた部分は宅地で課税しております。ただ、登記の方が済んでいなかったという事で、特に家を建てる時には農業委員会に許可申請は出ています。建てた後にちゃんと登記を変えておられなかった。

大本委員 法務局に申請しなかったという事？

事務局 そうです、家を建てた当時に。そのままになっていたので、今現在登記を変えらしたら農業委員会の方での非農地証明というのがないと登記を受け付けてくれないので。それが今回の証明になります。

大本委員 分かりました。

議長 はい、他にどなたかございますか。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第3号受付番号1番についてはこれを非農地、●●●-●、●●●-●、●●●-●は宅地、●●●-●、●●●、●●●、●●●は山林、●●●は原野とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第3号受付番号1番は非農地と承認いたします。次、事務局お願いします。

事務局 意見書について、これまでの経過、今後のスケジュール、意見書(案)について、事務局より説明します。

(意見書提出に向けた取組の経過と今後の予定について読み上げ)

本日は案の提示で、質問がありましたらこの場で意見を言っていただいてもいいんですけど、こういう意見を入れて欲しいとか、ここは要らないのではないかという意見については、後ほど事務局の方に個別に頂けたらと思います。よろしく申し上げます。

議長 ただ今、協議事項(1)の意見書案について方針が示されましたけど、この方針に

ついて違う意見があれば事務所の方に書面でもって意見を出してください。中を見られたらこれだけ沢山の色々な項目があろうかと思えますけれど、意見書は意見書として農業委員会の希望として市に提出するという方向で私はいいと考えております。これは協議事項ですので、こういう方向で進めさせていただくということについて皆さんに、これでいいという事であれば挙手をお願いしたいと思います。この方向でよろしゅうございますか。

大 本 委員 少し教えてください。まずこれは誰に出すものなんですか？

事 務 局 これは市長に対して、ですから市に対して提出するものです。農業委員会は行政委員会になりますので、別の組織になります。そういう事で、市に提出するものでございます。

大 本 委員 市の中で、これを受けて農業政策というものが何カ年度計画か何かである訳ですか？反映するという事で理解してよろしいですか？

事 務 局 反映してほしいという事を出しまして、今からこの後市の農政の担当が来ておりまして、今現在どういう施策をしていますという説明をさせていただきます。そういう施策に反映してほしいという事で、予算時期の前に出した方がすぐに反映できるものであれば次年度の予算にも反映できるということで、時期的には10月末までに出さないと言間に合わないという事で、この時期に出そうという計画をしております。

大 本 委員 2021年度の市の予算に織り込むのに、ということですか。

事 務 局 そうです。出来れば反映して欲しいのですけれど、すぐすぐ反映できるものでもないという。何回も意見を出しながら、農業をされる方はこういった意見がありますよってという事で、施策に反映して欲しいという内容を盛り込んだものとなっております。

大 本 委員 この中身を読ませてもらったんですけど、定量性をおいた話がないんですけど。例えば今いくらのお金を使っている、これをこれだけ増やしたいとか。何かそういう定量的な目標はないんですか？定量性を持たせたような。

事 務 局 定量性を持たせたものは指針という形で遊休農地なり新規就農なり、農業委員会の方の指針は定量はあるんですけど、今回の意見書につきましては抽象的と言いますか、こういった意見がありあます、これを反映して欲しいです、という形で。今現在こういう状況にあります、まで分析した内容とはなっていません。

大 本 委員 今進行中のものとそうでないものの温度差がありますよね。それが読み取れな

くてどう理解したらよいか分からなかったもので。

小林(推)委員 ちょっと質問ですけれど、「下記の支援を検討いただきたい」というところですが、現在はこれについては農業委員会では予算化されていないということですかね。農林水産課の方では対応しているけれど、農業委員会ではこういう関連まで予算を持っていないと。

事務局 農業委員会はあくまで農家さんの意見を伝えることによって、農政に反映していただくということになります。農業委員会は全くそういった施策をする為の予算というものはついておりません。主に委員報酬が、農業委員会の予算の7割くらいとなっております。

議長 はい、他にどなたかございますか。

山岡委員 有害鳥獣というのは皆困っちゃうから進めて欲しいんですが、猟友会の団体の要望をしてもしょうがないんじゃないかと思うんですよね。施策の2番のように、柵をやったり何だりした時に2分の1あるというのを、これを引き上げてやれるような形の予算の組み方のほうがいいんじゃないかと。猟友会に補助するよりも、そっちに使った方が私はええんじゃないかと思うんですけれどね。

議長 この意見は私が出したんですけれど、猟友会員さんも年々年を取られて、活動に限界があるんですよね。それで若い人にどんどん入っていただきたいという思いを持っている訳ですよ。ところが、夏になるとハミに咬まれたり、ダニや蜂に刺されたり、そういう危険性を伴う、市から委託された業務なんです。それで、今の下松市の猟友会ですが、市から委託を受けて有害鳥獣の駆除をして欲しいという要請を受けておるんです。その許可で色んな檻とか罠とかです。そういったものをやられておりますけれども、それを推進するためにはですね、無報酬で何も無いのにやって下さいと言われてもですね、受ける方も仕事を持っているし、大変な状況なんです。そういった事を理解すれば、市はそれなりの対策を打ち出すべきであろうと思っています。先般、●●県の●●市に行った時も施策をされておりました。農業委員会の意見書にも付いておりましたから、これは農業委員会の意見としても出すべきではないかなと思って出しました。山岡さんの意見もありますけれど、それぞれの立場が違いますが、私はこれについて別段異議はないと思っています。他に特にご意見がないようでしたら、この方針で進めさせていただきます。よろしゅうございますか。

大本委員 方針に異議を唱える必要は無いんですけれど、今何をやっていて、どこが足りないのかが分からなくて。猟友会に関しても、じゃあ猟友会に関して今どのくらいの補助が出ていて、あと何が足りないのか、とか。そこに先にも言いました、定量性に欠けるな、という所が。

議 長 定量性ってなんですか？

事 務 局 現在の状況の数値化したものが全く無い中で、この意見の中でどんな風にして欲しい、という数値化したものです。例えば猟友会さんは今いくらで、というよなものがある中で、それじゃあ足りないからこの位にはして欲しいという、具体的な数値化したものを出して欲しいというご意見だと思うのですが、ちょっとそこまで突っ込んでやっていない状態であります。頂いた現状の思いというか、今足りないよという感覚的なもので出しているから、初めてこういう意見だけ見たんじゃあ、どういった所を目指しているかが分かりにくいというご意見だと事務局は捉えております。それでよろしいですか？

大 本 委員 はい。やることは良いと思うんですけども、今何が出来ていて何がどういう所まで大変と思っているのか、それが翌年度、翌々年度というところがちょっと見えないです。

議 長 それは市の方で説明してもらいましょう。何を今やっているのか、農業政策は市の方が把握しているし、市が実行しているわけですから。農業委員会としては、あくまでも意見書を出すということで私はいいと思います。

大 本 委員 そういうことですね。

議 長 はい。後ほど市の担当者が来られますから、今農業政策はどういう風なものが推進されているか、そういう所をちょっと説明を受けたいと思います。この案件については、これで終了させていただきます。

事 務 局 報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の28ページ、29ページに4件ございました。
報告第2号「非農地証明交付申請の承認について」（市街化区域）は、議案書の30ページに1件ございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も完備しておりましたので、下松市農業委員会規程第10条2項に基づき、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長 以上で本日の審議いただく議案について、終了いたしました。報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。
ないようですので引き続き、その他の事項について下松市のほうから農業政策の説明というふうに聞いております。よろしくをお願いします。

農 林 水 産 課 本日はよろしくお願ひいたします。皆様にはパンフレット等いくつかお配りしております。こちらにつきまして、説明させていただきます。

(パンフレットの説明)

以上で説明の方は終わらせていただきます。実際に農業者様の方と触れ合う中で、こういったところが必要であるとか要望がございましたら、先ほど要望書を市の方に提出されるというお話もありましたので、内容を盛り込んでいただきましたら、私どもも検討がスムーズに出来るかなと思いますので、お力添えをよろしく願いいたします。

議 長 ちょっと私の方から聞いてもいいですか。先ほど大本委員から今の下松市の農業についての推進の定量性についてご質問があったんですけど、農業政策について何か継続したものが有るんですか。

農林水産課 決算報告資料がありまして、そういった中で過年度の実績なり把握できる資料はございます。

議 長 今、農業政策を市が推進しておってですね、年度継続でこういったものをやっちよるとか、今回新たにやろうとしているものがここに一件ほどありますけれど、今後こういう風な方向で進めるとか、例えば圃場整備をするとか数値の問題ですけど、決算書を見ないと分からないということですか。

農林水産課 もし、皆さまが審議する中で、実績がどういった形かというような、あった方が審議の方がスムーズになろうかと思しますので、令和元年度の決算報告が公表されましたら、どこかの定例総会の中でどういった実績かというのを私どもの方からお示しできたらと考えておりますが。

議 長 決算報告を農業委員会のほうにされるという事で受け止めていいんですか。

農林水産課 数字的なものの報告書を。

議 長 例年3月が決算ですけども、4月か5月くらいに。

農林水産課 前年度の決算が確定される時期がちょうどこのくらいになりますので。また夏頃を目途に報告させていただいたと思います。

議 長 その時にはあわせて新年度の計画等もですね、説明をされるという風に受け止めてもいいんですか。

農林水産課 必要であれば、またこういった形で説明させていただきます。

議 長 大本委員、そういうことでいいですか。

大 本 委員 例えば、農業政策をやる上で、新規就農者が2019年度で何人増えたとか、減ったとか、耕作放棄地の面積は今どうなっているとか、毎年どう増えているか減っているとか、そういうデータは一覧があるんですよね？

農 林 水 産 課 ございます。農業委員会が管理しているものもあるんですけど、そういった資料はお示しした方がスムーズにいくと思うんですよね。

大 本 委員 そういうものから、こういう風にやっていかないといけないとか、質問とか色々出てくるんじゃないかなと思っているんですけど。例えば耕作放棄地を無くすために、どれだけのお金をどういう風に投資していつているのかとか、でもこれをやったけど去年は駄目だったな、効果なかったとか反省もあってね、そしたら次年度、次次年度には何をやっていこうかなという風に繋がっていくんじゃないかと思うんですけど。そういったものが分かるような資料はありませんか。すみません、私企業にいたんでそういう風に思っちゃうんですよね。予算、実績があつて、それに対して効果があつたのか無かつたのか。だから今度違う手を打とうという風になるんですけど。難しいことは承知しているんですよ。

事 務 局 今現在、決算資料に載せていますし、耕作放棄地や遊休農地の調査という形で国の方にも上げて、今ホームページでも農業委員会の評価と実績と計画という形のところには数字は出ていますが、ただ数字以上に肌で感じてこられる状況というものがある中で、今回は意見書という形にしておりまして、そういう事で農業委員さんから要望なり意見を全部集めて、今回まとめておりまして。その辺で数字の分析とかではなくて、やっております。数字も示すことは出来ますので、資料としてまたお作りして。

大 本 委員 個別にまた教えてください。

事 務 局 分かりました。

近 藤 委員 農業に言えることはですね、費用対効果ちゅうのをやったら出来んよね、これはもう。

議 長 私の個人的な見解ですけど、農業を数値化するのも大切なことなんですけど、耕作放棄地の増加は免れないと。現状年々増えているわけ。じゃ、今後どうしていくのかと。私は現状維持が一生懸命であつてですね、非常に危ういと認識をしております。圃場整備した所だけは、なんとか現状維持されています。ところが圃場整備されていない所はどんどん荒廃していく。そのスピードが物凄く早い。しかも圃場整備がされて、ある程度基盤整備がされていれば新規就農者の希望者もあるんですけど、そうでなければ入って来られない。あんまりにも小区画の農地では生産性が上がらないから。まあそういった実態もありま

す。これを何とか打破して改善してもらいたいというのが私の希望ですが、一長一短でなかなかすぐにはいきませんが、少しずつでも整備していただいて、新規就農者にも入っていただいて地域を守って頂きたいと思っております。

それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これで8月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和2年8月11日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長

滑 山 亨

署名委員

大 本 博 彦

署名委員

藤 田 善 江